

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

平成21年度「国土交通省新たな温室効果ガス削減環境事業モデル」事業

(2) 業務内容

本事業は、民間事業者等の連携による先進的な温室効果ガス削減努力を掘り起こし、人や企業の行動原理の変革に働きかける取組を広めることを通じて、低炭素社会づくりを着実に推進しようとするものである。

このため、温室効果ガスを排出する民間事業者等から、環境に配慮した経済活動上の先進的提案（事業モデル）を広く募集します。応募された提案の中から、優れた事業モデルを選定し、事業化等に向けた支援を行うとともに、環境事業モデルとして推奨することにより、普及促進等を図っていく。

(3) 履行期限 平成22年3月26日

2. 企画競争参加資格要件

(1) 国の機関から指名停止措置を受けている期間中でないこと。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(3) その他詳細は平成21年度「国土交通省新たな温室効果ガス削減環境事業モデル」事業募集要領のとおり

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省総合政策局環境政策課国土環境第一係
電話03-5253-8262 ファクシミリ03-5253-1550

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成21年4月8日から平成21年5月28日まで、(1)に同じ。
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

平成21年5月29日 (1)に同じ。持参、郵送またはメールでも可。(ただし、メールで提出の場合には後日提案書表紙を郵送すること。)

(4) 企画提案に関するヒアリング実施

平成21年6月3日～平成21年6月12日 国土交通省内会議室

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手する ための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止措置を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない

(8) その他の詳細は説明書による。

平成21年 4月 8日

総合政策局環境政策課長 大塚 洋